

総社市定住促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第2号

総社市定住促進条例の一部を改正する条例

総社市定住促進条例（平成26年総社市条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 助成対象地区 本市のうち、<u>池田小学校、新本小学校及び昭和中学校の通学区域並びに山田幼稚園の入園区域</u>をいう。 (2)～(7) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 助成対象地区 本市のうち、<u>昭和中学校区</u>をいう。 (2)～(7) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。